



産業廃棄物処理施設の設置をお考えの皆様へ



- ・ 産業廃棄物処理施設を新しく設置したい
- ・ 廃棄物処理施設の変更をしたい
- ・ 施設の処理量を増やしたい
- ・ 施設の処理品目を追加したい

◆産業廃棄物処理施設の設置許可手続き（図－１）

新潟県では産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合、「新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、表－１に示す施設を設置する事業者の方や産業廃棄物処分業者の方は要綱に基づいた事前協議を実施しなければなりません。また、一定規模以上の施設の場合は事前協議が終了した後、廃棄物処理法第15条第1項に基づく施設設置許可申請を行うこととなっています。

◆生活環境影響調査の実施（図－２）

事前協議を実施するにあたっては、法第15条第3項に規定する「生活環境影響調査」や新潟県知事等が定める「環境調査指針に基づく環境調査」を実施し、事業の実施が生活環境に及ぼす影響を調査し、必要に応じて生活環境の保全のための対策を検討した資料（生活環境影響調査書）を添付しなければなりません。

◆生活環境影響調査のお手伝い

上越環境科学センターでは豊富な環境調査メニューと様々な廃棄物処理施設生活環境影響調査を行った実績に基づき、生活環境影響調査の実施から調査書の作成まで、事業主の皆様のお手伝いをさせていただきます。

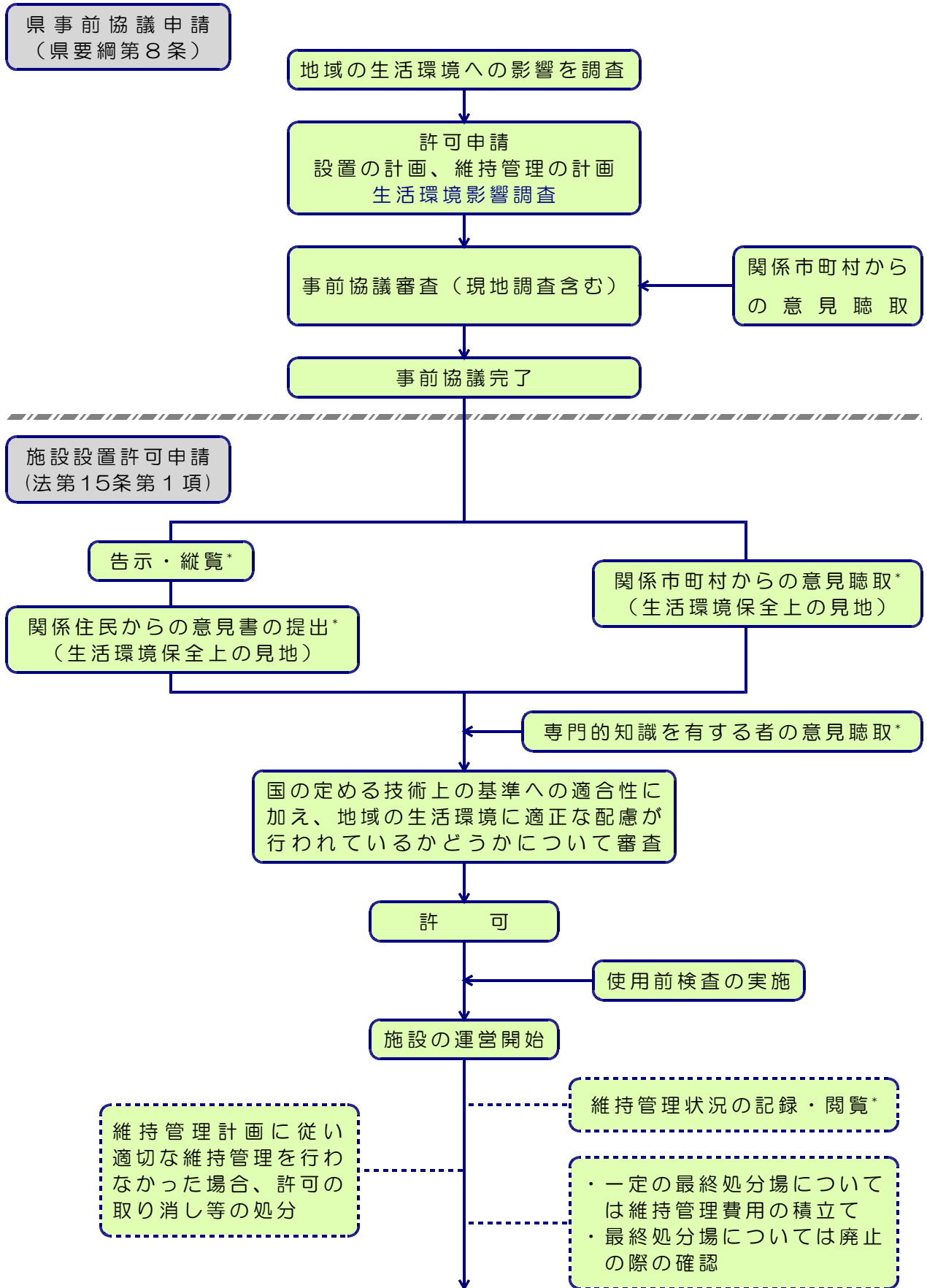


生活環境影響調査のお問い合わせ先
 財団法人 上越環境科学センター
 環境部環境計画課 服部、梅林
 TEL：025-544-5021
 FAX：025-545-2498
 URL：<http://www.jo-kan.or.jp>

表一 1 生活環境影響調査の対象施設（産業廃棄物処理施設）

産業廃棄物処理施設	廃棄物処理法における許可対象施設の処理能力	告示・縦覧の 有無 専門家会議	申請後の手続期間の 目安（最短）※
1 汚泥の脱水施設	10㎡/日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
2 汚泥の乾燥施設 汚泥の天日乾燥施設	10㎡/日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
3 汚泥の焼却施設	5㎡/日以上 200kg/h以上 火格子面積が2㎡以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
4 廃油の油水分離施設	10㎡/日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
5 廃油の焼却施設	1㎡/日以上 200kg/h以上 火格子面積が2㎡以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
6 廃酸又は廃アルカリの中和施設	50㎡/日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
7 廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
8 廃プラスチック類その他の焼却施設	100kg/日以上 火格子面積が2㎡以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
8の2 木くず又はがれき類の破碎施設	5 t /日以上	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
9 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	(別表第三の三)	×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい煙施設		×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		×	事前協議：2ヶ月 設置許可：1ヶ月
12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
13の2 産業廃棄物の焼却施設	200kg/h以上 火格子面積が2㎡以上	○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月
14 産業廃棄物の最終処分場		○	事前協議：3ヶ月 設置許可：4ヶ月

注) ※手続き期間はあくまでも目安であり、協議内容等により延びるケースがあります。



注) *印の手続きは「最終処分場」、「焼却施設」、「PCB処理施設」及び「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設」を対象とする。

図-1 新潟県における産業廃棄物処理施設の設置許可手続きフロー

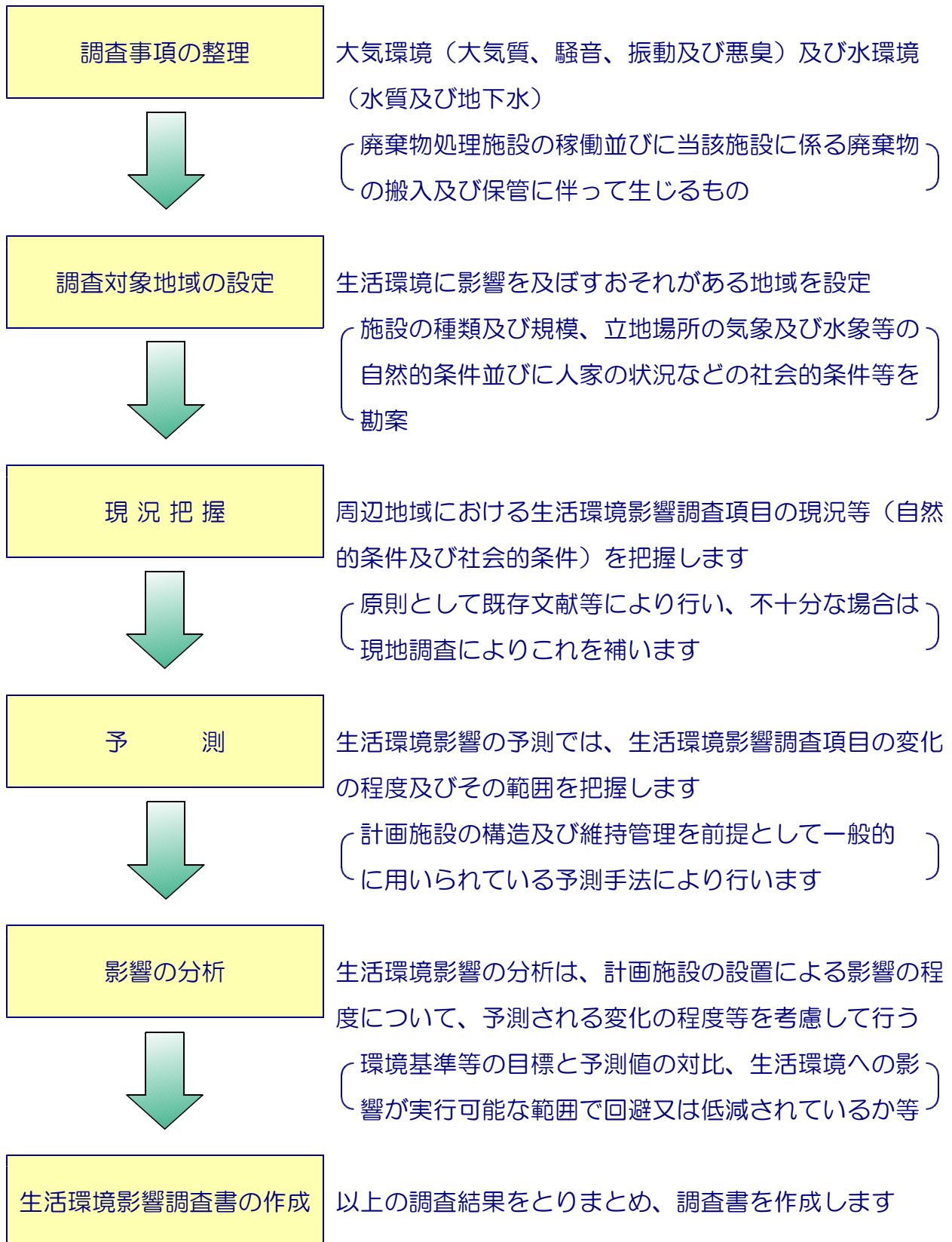


図-2 生活環境影響調査の流れ

標準的な生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の関連表

<破碎・選別施設>

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	施設排水 の排出	施設 稼働	施設から の悪臭の 漏洩	廃棄物運 搬車両の 走行
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目	○			

<汚泥脱水施設>

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	施設排水 の排出	施設 稼働	施設から の悪臭の 漏洩	廃棄物運 搬車両の 走行
大気環境	大気質	二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目	○			

<焼却施設>

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○		
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目		○			

<最終処分場>

管理型：○ 安定型：◎ 遮断型：●

調査事項	生活環境影響要因		施設からの浸透水の流出、又は浸出液処理設備からの処理水の放流		最終処分場の存在		施設 (浸出液処理設備) の稼働	埋立作業	施設 (埋立地) からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目		陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立				
大気環境	大気質	粉じん						◎◎		
		二酸化窒素 (NO ₂)								◎◎●
		浮遊粒子状物質 (SPM)								◎◎●
	騒音	騒音レベル					○	◎◎●		◎◎●
	振動	振動レベル					○	◎◎●		◎◎●
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)							○●	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	◎◎							
		化学的酸素要求量 (COD)	◎◎	○		○				
		全窒素 (T-N)、全リン (T-P)	○	○		○				
		ダイオキシン類	○	○						
		浮遊物質 (SS)	◎◎	○						
		その他必要な項目	○	○						
	地下水	地下水の流れ			◎◎●					